

6 消安第 3770 号
令和 6 年 10 月 2 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 小里 泰弘

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき次に掲げる物を飼料添加物として指定するとともに、同法第 3 条第 1 項の規定に基づき当該飼料添加物の基準及び規格を設定すること並びに当該飼料添加物を含む飼料の基準及び規格を設定すること。

アセチルシステイン



アセチルシステインの飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

アセチルシステインは、構造中に硫黄原子を含む含硫アミノ酸の一種であるシステインのアミノ基をアセチル化したシステインの誘導体である。

今回要望があったアセチルシステインは、飼料へのシステインの補給源としての利用を目的としている。

国内では人用医薬品として、解熱鎮痛薬であるアセトアミノフェン過量摂取時の解毒を目的とした内用液及び慢性気管支炎等における去痰を目的とした吸入液等が承認されている。

動物用医薬品としては、イヌ及びネコにおける創傷性角膜炎、角膜潰瘍における角膜障害の改善を目的とした点眼液が承認されている。

海外では、飼料添加物として使用が認められている国はない。

今回、食品安全委員会の意見を聴取する改正等については、令和5年10月25日に農業資材審議会より適当との答申を得たところである。

2. 改正の概要

要望のあったアセチルシステインを飼料添加物として指定するとともに、アセチルシステイン製造用原体及び製剤の成分規格及び基準等を設定する。また、本飼料添加物を含む飼料一般の成分規格及び製造の方法の基準を設定する。

なお、用途は飼料の栄養成分その他の有効成分の補給で、対象は鶏（ブロイラーを除く。）用飼料とする。

3. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正等必要な手続を進める。